

船橋市

# マンション耐震診断助成事業

のご案内



あなたの住まいは地震に耐えられますか？

船橋市では、地震に強いまちづくりを進めるため、昭和 56 年 5 月以前に建築された分譲マンションの耐震診断を行う場合に、その費用の一部を助成します。

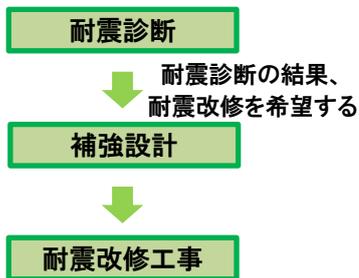
船橋市 建設局 建築部 建築指導課

## 耐震診断ってなに？

建物の図面や現地調査等から、地震に対する安全性を評価することです。建物の形状や壁の配置、劣化の状況等から算出され、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の場合はIs値という数値で結果が出ます。

耐震改修工事を行う場合は、耐震診断とは別に「補強設計」を行う必要があります。

耐震診断から耐震改修工事の流れ



鉄筋コンクリート造や鉄骨造建物のIs値と判定

Is値(耐震性能)	判定
0.6以上	倒壊等する危険性が低い
0.3以上～0.6未満	倒壊等する危険性がある
0.3未満	倒壊等する危険性が高い

0.6以上あると安心だよ



予備診断ってなに？

## 助成金はいくらもらえるの？

**予備診断** 予備診断費の2/3（上限34,000円）を助成します。

建物の図面確認や現地調査等を行い、本診断の必要性を判断し、本診断費を見積もることです。

**本診断**

- ① 本診断費の2/3
- ② 床面積 × 面積単価<sup>(※1)</sup>の2/3 のいずれか低い額(上限350万円)を助成します。

※1 1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡

1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡

本診断ってなに？

予備診断よりも詳細な建物の調査を行い、耐震診断を行うことです。予備診断で本診断が必要と判断されたら行います。

## どんなマンションが助成の対象になるの？

船橋市内で昭和56年5月以前に建築された地上3階以上の分譲マンション<sup>(※2)</sup>が対象です。

なお、建築基準法等に違反しているマンションや昭和56年6月以降の増築等で新耐震基準が適用されたマンション、過去に耐震診断の助成金を利用したことがあるマンションは、対象になりませんのでご注意ください。

※2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造の延べ面積1,000㎡以上(うち住宅の割合2/3以上)であり、住宅戸数が6戸以上(うち区分所有者の居住割合2/3以上)のものが対象です。

## どんな人が助成を受けられるの？

助成の対象になるマンションの集会において、耐震診断を行うことと助成金の交付申請を行うことの決議を得られた管理組合が対象です。

## 耐震診断は誰がやってもいいの？

次の団体のいずれかに所属し、マンションの構造に応じた耐震診断資格者講習を修了した建築士<sup>(※3)</sup>が行う耐震診断が助成の対象です。

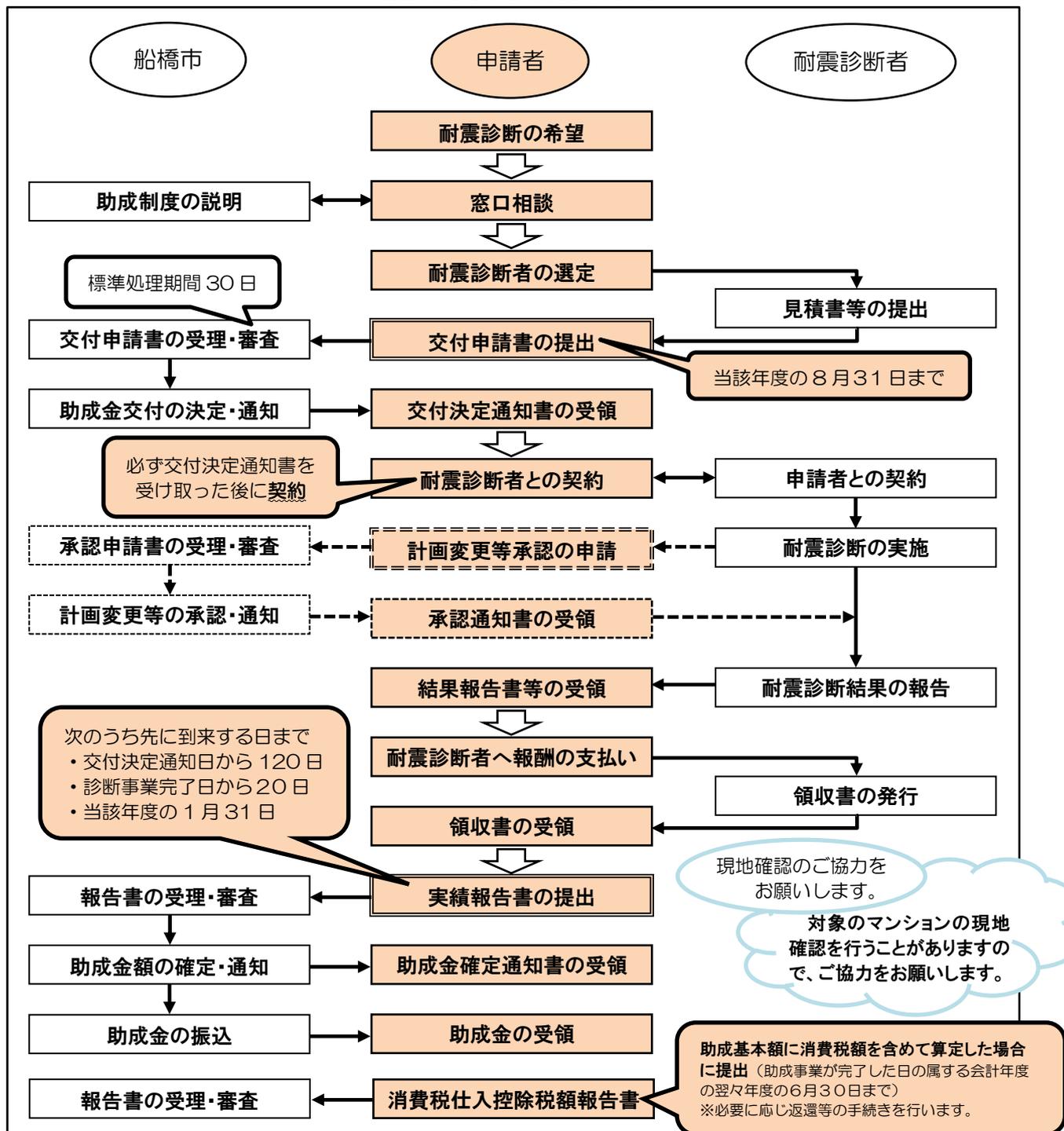
- ① 一般社団法人 千葉県建築士会 船橋支部
- ② 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 船橋支部

※3 1級または2級建築士事務所に所属している1級建築士が対象です。

## 申請前に耐震診断をしたけど助成金はもらえるの？

耐震診断の契約を行う前に必ず交付申請書を提出し、交付決定通知書を受け取る必要があります。交付決定通知書を受け取る前に耐震診断の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できませんのでご注意ください。（下図「助成事業の手続きの流れ」参照）

### 助成事業の手続きの流れ



※ 予備診断の後に本診行うときは、この手続きを繰り返すことになります。

耐震診断は重要事項説明において説明事項となります。

旧耐震基準で建てられた建物の耐震診断を実施した場合は、建物の売買や賃貸契約などにあたって耐震診断の結果を説明する必要があり、耐震診断の実施状況や結果が建物の資産価値に影響を与える場合があります。

## 手続き時の提出書類

助成金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出してください。

時期	提出書類	提出書類の要否	
		予備診断	本診断
交付申請時	① 交付申請書(第1号様式)	○	○
	② マンションの登記事項証明書(申請日から3か月以内のもの)	○	○※4
	③ 専有部分ごとの用途ならびに区分所有者の住所と氏名の一覧表	○	○※4
	④ 管理組合の規約の写し	○	○※4
	⑤ 耐震診断実施の決議があったことを証する書類	○	○※4
	⑥ 予備診断または本診断の見積書(写し可)	○	○
	⑦ 消費税仕入控除税額取扱確認書(市指定書式)	○	○
	⑧ 耐震診断者が建築士法第23条により登録を受けている1級または2級建築士事務所に所属している1級建築士であることと耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し	○	○※4
	⑨ マンションの建築基準法第6条第1項もしくは第18条第3項による確認済証の写し または台帳記載事項証明書	○	○※4
	⑩ 市税を滞納していないことを証する書類(市税納付確認書(市指定書式))	○※5	○※5
	⑪ マンションの外観が2面以上確認できる写真、案内図、配置図、平面図、立面図、構造図		○
	⑫ 本診断が必要と判断されたことが分かる予備診断結果報告書		○
	⑬ 相手方登録申請書(市指定書式)	○	○※4
実績報告時	① 実績報告書(第6号様式)	○	○
	② 予備診断または本診断結果報告書	○	○
	③ 予備診断または本診断の契約書の写し	○	○
	④ 予備診断または本診断の領収書の写し	○	○
	⑤ 耐震診断の結果が確認できる写真	○	○
報告以降	① 船橋市マンション耐震診断助成事業消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)	※6	※6

※4 予備診断の助成を受けた同じ年度に本診断を申請するときは、予備診断に添付した書類は省略できます。

※5 法人でない管理組合及び収益事業を行っていない管理組合は省略できます。

※6 助成基本額に消費税額を含めて算定した場合に提出が必要です。

※7 申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状が必要となります。

また、要件等を確認するために、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

申請方法の詳細や不明な点がある方は、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 船橋市役所 建設局建築部建築指導課 耐震係

電話番号 047-436-2632

ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp> (以下コードからご覧頂けます)

🔍 キーワードで検索する



※ホームページから様式のダウンロードも出来ますのでご利用ください。

(令和7年4月改訂)